

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域のコミュニティ活動を推進し、地域のにぎわいを取り戻すための活動を行う団体に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて小川村補助金交付規則（昭和52年小川村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 この要綱の助成金の交付対象となる団体は、平成29年4月1日以降に設立した、3人以上の会員を有し、かつ小川村中央拠点施設を年4回以上利用して活動をする村内の団体で、設立後速やかに小川村にぎわい創生団体設立届（様式第1号）を村長に提出した団体とする。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、1団体当たり年額10,000円、会員一人当たり年額500円とする。

(申請手続)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、小川村にぎわい創生事業助成金交付申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、申請年度の末日までに村長に提出するものとする。ただし、村長が添付する必要がないと認める書類については、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 団体の活動実績内容が分かる書類
- (2) 会員名簿
- (3) その他村長が必要と認める書類

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。